

島根県報

号外第三三三三号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

規 則 目 次

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第三二二号）

- 一 規則の概要
 - 1 事務の効率化等を図るため、次のとおり地方機関の長の専決事項を追加することとした。
 - 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の規定による報告の徴収、質問、検査等（別表第五条関係）
 - 2 平成十五年度組織改正に伴う規定の整備
 - 3 その他法令改正、事業の新設・廃止等に伴う所要の改正
- 二 施行期日
 - 平成十五年四月一日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県規則第三二二号

島根県知事 澄 田 信 義

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和四十五年島根県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十七号を第二十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十 副政策企画監 組織規則第二十条第一項に規定する副政策企画監をいう。

第二条中第十六号を第十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

十八 統括団体検査監 職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年島根県規則第八十五号）別表に規定する統括団体検査監をいう。

第二条中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

十五 政策企画監 組織規則第二十条第一項に規定する政策企画監をいう。

第二条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 統括政策企画監 組織規則第二十条第一項に規定する統括政策企画監をいう。

第四条の見出し中「部長等」を「局長等」に改め、同条中「部長及び局長」を「局長、部長及び出納局長」に、「部長等」を「局長等」に、「部長専決事項の欄及び局長専決事項の欄」を「局長専決事項の欄、部長専決事項の欄及び出納局長専決事項の欄」に改める。

第五条第一項中「課長が」を「課長及び政策企画監（以下「課長等」という。）が」に、「部長等」を「局長等」に改め、「課長補佐」の下に「及び副政策企画監（以下「課長補佐等」という。）」を加え、同条第二項中「副参事」の下に「統括団体検査監」を加える。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条の見出し中「課長補佐」を「課長補佐等」に改め、同条中「課長補佐が」を「課長補佐等が」に改める。

第十一条中「（昭和三十一年島根県規則第八十五号）」を削る。

第十三条中「一」を「いずれかに」に改める。

第十五条第一項の表知事項第三号中「部長等」を「局長等」に改め、同項の次に次のように加える。

局長	<ul style="list-style-type: none"> 一 当該事務を掌理する統括政策企画監 二 当該事務を掌理する参事 三 当該事務を掌理する政策企画監 四 当該事務を掌理する課長 五 主査を置く課にあつては、当該主査が掌理する事務については当該主査
----	--

第十五条第一項の表知事の項第三号中「部長等」を「局長等」に改め、同表部長の項第八号中「主査」を「当該主査」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 統括団体検査監を置く課にあつては、当該統括団体検査監が掌理する事務については当該統括団体検査監
第十五条第一項の表中

局長	<ul style="list-style-type: none"> 一 当該事務を掌理する課長 二 当該事務を掌理する主査 三 会計課長
----	--

を

出納局長	<ul style="list-style-type: none"> 一 当該事務を掌理する課長 二 当該事務を掌理する主査 三 会計課長
------	--

に改める。

第十五条第一項の表課長の項中第四号を第五号とし、同項第三号中「主査」を「当該主査」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 統括団体検査監を置く課にあつては、当該統括団体検査監が掌理する事務については当該統括団体検査監
第十五条第一項の表に次のように加える。

政策企画監	<ul style="list-style-type: none"> 一 副政策企画監
-------	--

第十六条中「二」を「いずれかに」に改める。

第十九条中「限る。」の「」の下に「」統括団体検査監」を加え、「課長補佐」を「課長補佐等」に改める。

別表第一中「部長等専決事項」を「局長等専決事項」に改め、同表中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十四号知事決裁事項の欄中「部長及び局長」を「局長、部長及び出納局長」に改め、同号局長等専決事項の欄中「次長」の下に「」統括政策企画監」を加え、「及び課長」を「課長及び政策企画監」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表第二十九号局長等専決事項の欄中「部長等」を「局長等」に改め、同号を同表第二十八号とする。

別表第二中「各課個別事項 知事決裁事項・部長専決事項」を「各課個別事項 知事決裁事項・局長専決事項・部長専決事項」に改め、別表第二の秘書課・広報課の表を次のように改める。

政策企画局

課名	事務の種類	知事決裁事項	局長専決事項
秘書課	<ul style="list-style-type: none"> 一 栄典に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> 1 勲章従軍記章制定ノ件（明治八年太政官布告第五十四号）等に規定する叙勲（死亡叙勲を除く。）を主務大臣に上申すること。 2 褒章条例取扱手続（明治二十七年閣令第一号）第一条の規定により、行賞を主務大臣に具申すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第七条第一項及び第二項の規定により、指定統計調査の目的等承認又は当該調査の中止若しくは承認事項の変更の承認を総務大臣に申請すること。 2 統計法第十六条ただし書
統計調査課	<ul style="list-style-type: none"> 一 統計調査に関する事務 		

の規定により、指定統計調査の結果を公表しないことについて総務大臣に承認を申請すること。

3 県若しくは市町村の統計事務関係の優良職員又は統計事務関係の優良団体若しくは従事者の表彰について主務大臣へ候補者の推薦をすること。

別表第二総務部の表税務課の項第二号部長専決事項の欄の2中「第二十一条第四号又は第四十六条第十二号」を「第二十一条第二号又は第四十六条第十三号」に改め、同表地方課の項を削る。

別表第二企画振興部の表を次のように改める。

課名	地域政	策課	事務の種類	知事決裁事項	部長専決事項
			一 市町村振興資金に関する事務		1 市町村振興資金の貸付金額の決定をすること。
			二 広域市町村圏の振興整備に関する事務	1 広域市町村圏の圏域の設定及び変更を決定すること。	1 広域市町村圏計画について、関係市町村と協議をすること。
			三 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の施行に関する事務		1 法第六条第一項の規定により、市町村計画について、関係市町村と協議をすること。
			四 辺地に係る公共的施設の		1 法第三条第三項の規定により、市町村の総合整備計

			五 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）の施行に関する事務		
					1 法第四条第一項及び第六項の規定により、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針（以下この号において「基本方針」という。）を定め、又は変更すること。
					2 法第四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により、基本方針について農林水産大臣に協議すること。
					3 法第四条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により、基本方針について公表すること。
					4 法第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、市町村計画を承認すること。
					5 法第二十四条の規定により、農林漁業体験民宿業団

画に関し、県が市町村に協力して講じようとする措置の計画の策定をすること。

<p>市町村</p>	<p>六 山村振興法 (昭和四十年法律第六十四号)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三十条第四項の規定により、市町村の名称変更の協議をすること。</p>	<p>6 法第二十六条において準用する法第十九条の規定により、農林漁業体験民宿業団体に対して改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p>
<p>七 新山村振興等農林漁業特別対策事業に関する事務</p>	<p>1 法第八十一条の規定により、山村振興計画について主務大臣に協議し、その同意を得ること。</p>	<p>1 新山村振興等農林漁業特別対策事業の事業計画を認定すること。</p>	<p>7 法第二十六条において準用する法第二十条第一項の規定により、農林漁業体験民宿業団体の指定を取り消すこと。</p>
<p>一 地方自治法の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三十条第二項の規定により、事務組合の設立の許可をすること。</p>	<p>1 法第二百八十四条第二項の規定により、事務組合の設立の許可をすること。</p>	<p>7 法第九条の二第一項の規定により、境界の決定をすること。</p>
<p>二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三十条の四十三第五項の規定により、知事の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずること。</p>	<p>1 法第三十条の四十三第五項の規定により、知事の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずること。</p>	<p>4 法第九条第二項の規定により、市町村の境界について裁定をすること。</p>
<p>3 法第八条第三項の規定により、町村を市と</p>	<p>1 法第三十条の十第一項の規定により、指定情報処理機関に本人確認情報提供に係る手数料を指定情報処理機関の収入として收受させること。</p>	<p>1 法第三十条の十第一項の規定により、指定情報処理機関に本人確認情報提供に係る手数料を指定情報処理機関の収入として收受させること。</p>	<p>5 法第九条の二第一項の規定により、境界の決定をすること。</p>

<p>三 市町村振興資金に関する事務</p>		<p>1 市町村振興資金の貸付金額の決定をすること。</p>	<p>2 法第三十三條第二項の規定により、関係市町村長の申出に係る住民の住所の認定に関し、決定すること。</p> <p>3 法第三十條の十五項の規定により、指定情報処理機関が定める情報提供手数料の額について承認すること。</p> <p>4 法第三十條の二十二第二項の規定により、指定情報処理機関に対し、本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示すること。</p> <p>5 法第三十條の二十四第三項の規定により、指定情報処理機関に係る本人確認情報処理事務等の全部又は一部の休止又は廃止に関し、総務大臣に意見を述べること。</p> <p>6 法第三十條の四十三第四項の規定により、利用制限規定に違反する行為が反復して行われるおそれがあると認められるとして、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p>
<p>六 地方交付税法の施行に関</p>	<p>五 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十七條第一項の規定により、市町村に係る交付</p>	<p>四 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の施行に関する事務</p> <p>1 法第二十二條第三項において準用する法第三條第五項前段の規定及び法第二十二條第四項において準用する法第三條第一項の規定により、市町村の財政再建計画の変更の同意をすること。</p> <p>2 法第二十二條第五項において準用する法第三條第一項後段の規定により、必要な条件を付して市町村の財政再建計画の変更の同意をすること。</p> <p>1 法第四十九條第三項において準用する法第四十四條第一項又は第三項の規定により、準用再建企業の財政再建計画の変更に同意すること。</p> <p>2 施行令第三十三條において準用する地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）第十五條の規定により、法第四十九條第二項において準用する法第四十四條第一項の財政再建計画に意見を付し、総務大臣に送付すること。</p>

<p>七 地方税法の施行に関する事務</p>	<p>する事務</p>	<p>1 法第八条第二項（法第八条の二第三項及び第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により、課税権の帰属等について決定をすること。</p> <p>2 法第三百二十一条の十五第二項の規定により、法人税額の分割の基準となる従業員数の修正等の不服について決定をすること。</p> <p>3 法第三百八十八条第一項の規定により、固定資産評価基準の細目を定めること。</p> <p>4 法第三百八十九条第一項、第四項及び第五項の規定により、固定資産の評価等の決定、配分、通知、配分の調整及び配分価格等の調整を行うこと。</p> <p>5 法第四百十九条第一項の規定により、固定資産の価格の修正登録を勧告すること。</p> <p>6 固定資産評価基準（昭和三十八年自治省告示第百五十八号）に基づく事務</p> <p>(1) 土地及び家屋に係る固定資産税の課税額の算定の基礎となる指示平均価</p>
<p>土地資源対策課</p>	<p>八 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令（昭和三十一年政令第百七号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第五条第三項又は第八項の規定により、全国計画の案の作成及び変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 法第七条第一項又は第九項の規定により、県計画を定め、又は変更すること。</p> <p>3 法第九条第一項の規定により、土地利用基</p> <p>1 法第七条第三項又は第九項の規定により、県計画を定める場合又は変更について島根県国土利用計画審議会及び市町村長の意見を聴くこと。</p> <p>2 法第八条第六項又は第七項の規定により、市町村計画の報告を受けたとき、又は変更について島根県国土利用計画審議会の意見を聴いて、市町村に対し、必要</p> <p>1 施行令第四条の規定により、市町村の廃置分合等があつた場合の市町村交付金及び納付金の交付を求める権利の承継について地方税法の例により措置すること。</p> <p>(2) 土地のうち、鉱泉地に係る固定資産税の課税額の算定の基礎となる温泉地指数の決定をすること。</p> <p>(3) 土地に係る固定資産税の課税額の算定のための標準地の適正な時価その他について、総務大臣に対し報告すること。</p>

- 本計画を定めること。
- 4 法第十二条第一項、第十一項、第十二項又は第十五項の規定により、規制区域を指定し、規制区域の指定期間が満了する場合において再指定し、指定を解除し、又は区域の減少をすること。
- 5 法第二十七条の第三項又は同条第三項において準用する法第十二条第十一項若しくは第十二項（法第二十七条の第五項において準用する場合を含む。）の規定により、注視区域を指定し、注視区域の指定期間が満了する場合において再指定し、指定を解除し、又は区域の減少をすること。
- 6 法第二十七条の第六項又は同条第三項において準用する法第十二条第十一項若しくは第十二項（法第二十七条の第五項において準用する場合を含む。）の規定により、監視区域の減少をすること。
- 7 法第二十七条の第六項又は同条第三項において準用する法第十二条第十一項若しくは第十二項（法第二十七条の第五項において準用する場合を含む。）の規定により、監視区域の減少をすること。
- 8 法第十八条の規定により、国、地方公共団体その他政令で定める法人が、法第十
- 3 法第九条第十項又は第十四項の規定により、土地利用基本計画を定める場合又は変更について島根県国土利用計画審議会及び市町村長の意見を聴くこと。
- 4 法第九条第十四項の規定により、土地利用基本計画を変更すること。
- 5 法第十二条第六項、第十三項又は第十五項の規定により、関係市町村長の意見を付して規制区域の指定、解除又は区域の減少が相当であることについて島根県土地利用審査会の確認を求めること。
- 6 法第十六条第二項の規定により、土地に関する権利の移転等の許可をする場合において、島根県土地利用審査会の意見を聴くこと。
- 7 法第十七条第一項の規定により、法第十四条第一項の許可申請について、許可又は不許可の処分をすること。
- 8 法第十八条の規定により、国、地方公共団体その他政令で定める法人が、法第十
- 域を指定し、監視区域の指定期間が満了する場合において再指定し、指定を解除し、又は区域の減少をすること。
- 9 法第十九条第二項の規定により、土地に関する権利を買い取ること。
- 10 法第二十二條の規定により、都市計画その他の土地利用に関する計画の決定又は土地利用に関する計画に係る事業の実施等の措置を講ずること。
- 11 法第二十四条第一項の規定により、法第二十三条第一項の届出があつた場合において、勧告基準に該当するときは、島根県土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告すること。
- 12 法第二十五条（法第二十七条の五第四項、第二十七条の八第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告させること。
- 13 法第二十六条（法第二十

七条の五第四項及び第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。) の規定により、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表すること。

14 法第二十七条(法第二十七條の五第四項及び第二十七條の八第二項において準用する場合を含む。) の規定により、土地の利用目的が変更され、又は土地売買等の契約の締結が中止された場合において、必要があると認めるときは、当該土地に関する権利の処分についてあつせんその他の措置を講ずること。

15 法第二十七条の三第二項(同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)) において準用する場合を含む。) の規定により、注視区域を指定し、指定を解除し、又は区域の減少をしようとする場合に、島根県土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴くこと。

16 法第二十七条の五第一項の規定により、法第二十七

条の四第一項の届出があつた場合において、勧告基準に該当するときは、島根県土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

17 法第二十七条の六第二項(同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)) 及び第二十七条の七第四項において準用する場合を含む。) の規定により、監視区域を指定し、指定を解除し、若しくは区域の減少をしようとする場合又は同条第二項の規則を定めようとする場合に、島根県土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴くこと。

18 法第二十七条の八第一項の規定により、法第二十七條の七第一項において準用する法第二十七條の四第一項の規定による届出があつた場合において、勧告基準に該当するときは、島根県土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

19 法第二十八条第一項又は法附則第二条第一項の規定により、遊休土地に該当すると認めること。

20 法第三十条又は法附則第二条第五項の規定により、届出に係る遊休土地の有効かつ適切な利用の促進に關し、必要な助言をすること。

21 法第三十一条第一項又は法附則第二条第五項の規定により、島根県土地利用審査会の意見を聴いて、法第二十九条第一項の規定による届出をした者に対し、計画を変更すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

22 法第三十二条第一項の規定により、買取り協議を行う者を定め、その者が買取りの協議を行う旨を法第三十一条第一項の規定による勧告を受けた者に通知すること。

23 施行令第九条第一項の規定により、土地の利用状況、環境等が通常と認められる画地を選定し、当該画地の単位面積当たりの標準価格を判定すること。

二 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）の施行に關する事務

1 法第四十一条の規定により、不動産鑑定業者に対し、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を消除すること。

別表第二環境生活部の表県民課の項中「県民課」を「環境生活総務課」に改め、同項第七号事務の種類の欄中「訪問販売等に関する法律」を「特定商取引に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄の1中「第五条の四第一項」を「第八条第一項」に、「役務提供者業者に」を「役務提供事業者に対し」に改め、同欄の2中「第十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同欄の3中「第十七条の八第一項」を「第四十七条第一項」に、「販売業者に」を「販売業者に対し」に改め、同欄に次のように加える。

4 法第五十七条第一項の規定により、業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずること。

別表第二環境生活部の表環境生活総務課の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次のように加える。

九 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に關する事務

- 1 法第十二条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立を認証すること。
- 2 法第二十五条第三項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更を認証すること。
- 3 法第三十一条第二項の規定により、特定非営利活動法人の解散を認定すること。
- 4 法第三十二条第二項の規定により、解散した特定非営利活動法人の残余財産の譲渡を認証すること。
- 5 法第三十四条第三項の規定により、特定非営利活動法人の合併を認証すること。
- 6 法第四十三条第一項又は第二項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り

消すこと。

別表第二環境生活部の表環境政策課の項第五号部長専決事項の欄中4を削り、5を4とし、同項第七号知事決裁事項の欄の2を削り、同号部長専決事項の欄中8及び9を削り、10を8とする。

別表第二健康福祉部の表長寿社会課の項中「長寿社会課」を「健康福祉総務課」に改め、同表青少年家庭課の項第三号部長専決事項の欄の1中「第十五条の四」を「第二十三条」に、「第十九条の三第四項」を「第三十三条第四項」に、「母子家庭居宅介護等事業」を「母子家庭等日常生活支援事業」に改め、同欄の2中「第十四条第一項第三号」を「第十五条第一項第三号」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同欄の3中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同表薬事衛生課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二農林水産部の表中総務管理課の項を削り、農業振興課の項から畜産振興課の項までを次のように改める。

農業経営課	一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の施行に関する事務	1 法第五条第一項及び第六項の規定により、農業経営基盤強化促進基本方針を定め、及びこれを公表すること。	2 法第五条第四項及び第六項の規定により、農業経営基盤強化促進基本方針を変更し、及びその変更について公表すること。
二 中山間地域等直接支払事業に関する事務		1 中山間地域等直接支払事業の特認基準を策定すること。	
三 農業振興地域の整備に関する事務		1 法第四条第一項及び第七項の規定により、農業振興	9 法第十五条の七第三項の

する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の施行に関する事務

地域整備基本方針を定め、及びこれを公表すること。
2 法第五条第一項及び同条第三項において準用する法第四条第七項の規定により、農業振興地域整備基本方針を変更し、及びその変更について公表すること。

3 法第六条第一項の規定により、農業振興地域を指定すること。
4 法第七条第一項の規定により、指定した農業振興地域の区域を変更し、又はその指定を解除すること。

5 法第八条第四項の規定により、農業振興地域整備計画について、関係市町村と協議すること。
6 法第九条第一項の規定により、農業振興地域整備計画を定めること。

7 法第十三条第一項の規定により、農業振興地域整備計画を変更すること。
8 法第十五条第三項の規定により、土地利用についての調停案を作成し、及び同

調停案の受諾を勧告すること。
9 法第十五条の七第三項の

七 島根、ぶどう 災害緊急特別	六 島根県農業 近代化資金の 利子補給に関 する規則（昭 和三十七年島 根県規則第一 号）の施行に 関する事務	五 天災による 被害農林漁業 者等に対する 資金の融通に 関する暫定措 置法（昭和三十 六年法律第百 三十六号）の 施行に関する 事務	四 農地法（昭 和三十七年法 律第二百二十 九号）の施行 に関する事務	
1 島根、ぶどう災害緊急特別 資金利子補給契約を締結す	1 規則第三条の規定により、 利子補給契約を締結するこ と。	1 法第一条第五項各号の規 定により、特別被害地域を 指定すること。	1 法第三条第二項第五号の 規定により、農地又は採草 放牧地の権利移動の下限面 積を決定すること。	10 規定により、特定利用権の 設定に關し承認すること。 法第十五条の十一第一項の 規定により、特定利用権を 設定すべき旨の裁定をする こと。
			八 農業協同組 合法（昭和二十 二年法律第 百三十二号） の施行に關す る事務	資金に関する 事務
6 法第九十五条第一項の規 定により、組合若しくは農 事組合法人の業務等が法令 等に違反すると認めるとき に必要な措置をとるべき旨 を命じ、同条第二項の規定	1 法第四十条第一項の規定 により、農業協同組合（以 下この号において「組合」 という。）の仮理事を選任 し、又は役員を選挙し、若 しくは選任するための總會 を招集すること。 2 法第六十条の規定により、 組合の設立を認可すること。 3 法第六十四条第二項の規 定により、組合の解散の議 決を認可すること。 4 法第六十五条第二項の規 定により、組合の合併を認 可すること。 5 法第九十四条の二第一項 の規定により、組合に対し て信用事業に関する改善計 画の提出等を命じ、又は同 条第二項若しくは第三項の 規定により、定款の変更命 令等監督上必要な命令をす ること。			ること。

<p>九 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の施行に関する事務</p>	<p>により、業務の停止等を命じ、又は同条第三項の規定により、共済規程等の承認を取り消すこと。</p> <p>7 法第九十五条の二の規定により、組合又は農事組合法人に対して解散を命ずること。</p> <p>8 法第九十六条第一項の規定により、組合の総会の決議等を取り消すこと。</p> <p>9 法第九十七条の規定により、法第十九条第一項の規定による組合の施設の専用契約を取り消すこと。</p>
<p>1 法第六十三条第一項の規定により、農業協同組合（以下この号において「組合」という。）の合併等について認定を行うこと。</p> <p>2 法第六十三条第二項の規定により、信用事業再建措置について認定を行うこと。</p> <p>3 法第六十四条第一項の規定により、組合に対し合併等のあつせんを行うこと。</p> <p>4 法第八十三条第一項又は第二項の規定により、組合に対し管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下この号において「管</p>	<p>十 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の施行に関する事務</p> <p>1 法第二十五条の規定により、農業共済組合の設立を認可すること。</p> <p>2 法第四十六条第二項の規定により、農業共済組合の解散の議決を認可すること。</p> <p>3 法第四十八条第二項の規定により、農業共済組合の合併を認可すること。</p> <p>4 法第八十五条の三第一項の規定により、市町村が農業共済事業を行うことを認可すること。</p> <p>5 法第八十五条の九第一項の規定により、市町村の農業共済事業の全部廃止を認可すること。</p> <p>7 法第九十六条ただし書の規定により、管理を命ずる処分の期限を延長することを承認すること。</p> <p>6 法第八十五条第二項又は第三項の規定により、管理人を選任し、又は解任すること。</p> <p>5 法第八十四条第一項の規定により、組合に対する管理を命ずる処分を取り消すこと。</p> <p>7 理を命ずる処分」という。）をすること。</p>

生産振興課	<p>一 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の施行に関する事務</p> <p>二 特定農山村総合支援事業に関する事務</p> <p>三 経営構造対策に関する事務</p>		<p>6 法第百四十二条の五第一項の規定により、農業共済組合等に対し、必要な措置を命ずること。</p> <p>7 法第百四十二条の六各項の規定により、農業共済組合が命令に違反したときに役員の変更等の措置を命ずること。</p> <p>8 法第百四十二条の七の規定により、農業共済組合の総会の決議等を取り消すこと。</p>
<p>四 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律百十三号）の施行に関する事務</p>	<p>五 主要農作物種子法（昭和二十七年法律百三十一号）の施行に関する事務</p> <p>六 献穀に関する事務</p> <p>七 米穀の計画出荷に関する事務</p> <p>八 生産調整の推進に関する事務</p> <p>九 野菜生産出荷安定法（昭</p>	<p>1 法第三十五条第一項の規定により、卸売業の登録を行うこと。</p> <p>2 法第四十一条第一項において準用する法第十八条の規定により、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>3 法第四十一条第一項において準用する法第十九条の規定により、登録卸売業者の登録を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p>	<p>1 法第四条第六項の規定により、農林業等活性化基盤整備計画の作成又は変更に同意すること。</p> <p>2 法第八条第四項の規定により、所有権移転等促進計画を承認すること。</p> <p>1 特定農山村地域市町村活動支援事業を行う市町村を指定すること。</p> <p>1 経営構造対策推進事業を行う市町村等を指定すること。</p> <p>2 経営構造対策事業計画を認定すること。</p>
<p>1 法第五条又は第七条の規定により、野菜指定産地の</p>	<p>1 市町村別生産調整対象水田面積を決定し、通知すること。</p> <p>1 市町村別生産調整計画出荷数量を決定し、通知すること。</p> <p>1 献穀者を決定すること。</p>		

<p>十三 農用地の 土壌の汚染防 止等に関する 法律（昭和四 十五年法律第 百三十九号）</p>	<p>十二 肥料取締 法（昭和二十 五年法律第百 二十七号）の 施行に関する 事務</p>	<p>十一 果樹農業 振興特別措置 法（昭和三十 六年法律第十 五号）の施行 に関する事務</p>	<p>十 野菜価格安 定事業に関す る事務</p>	<p>和四十一年法 律第百三十三号） の施行に関する 事務</p>
<p>1 法第三条第一項の規定に より、農用地土壌汚染対策 地域を指定すること。 2 法第四条第一項の規定に より、農用地土壌汚染対策 地域の区域を変更し、又は</p>	<p>1 法第三十一条第二項の規 定により、肥料の譲渡若し くは引渡しを制限し、若し くは禁止し、又は肥料の登 録を取り消すこと。 2 法第三十五条第一項の規 定により、適用除外の肥料 を指定すること。</p>	<p>1 法第二条の三第一項の規 定により、果樹農業振興計 画を定めること。</p>	<p>1 社団法人島根県野菜価格 安定基金協会が行う価格補 償事業を変更し、又は廃止 を承認すること。 2 法第八条又は第九条の規 定により、野菜指定産地の 生産出荷近代化計画を樹立 し、又は変更すること。</p>	<p>指定又は解除をすべき旨を 農林水産大臣へ申し出るこ と。 2 法第八条又は第九条の規 定により、野菜指定産地の 生産出荷近代化計画を樹立 し、又は変更すること。</p>
<p>三 家畜改良増 殖法（昭和二</p>	<p>二 家畜商法 （昭和二十四 年法律第二百 八号）の施行 に関する事務</p>	<p>一 家畜取引法 （昭和三十一年 法律第百二 十三号）の施 行に関する事 務</p>	<p>十四 地力増進 法（昭和五十 九年法律第三 十四号）の施 行に関する事 務</p>	<p>の施行に関す る事務</p>
<p>1 法第十九条第二項の規定 により、家畜人工授精師の</p>	<p>1 法第七条第二項の規定に より、家畜商の免許を取り 消し、又はその事業の停止 を命ずること。</p>	<p>1 法第三条の規定により、 家畜市場を登録すること。 2 法第十八条の規定により、 家畜市場の登録を取り消し、 又は家畜市場の開場の停止 を命ずること。 3 法第二十九条第二項の規 定により、職員に家畜市場 等に立ち入り、業務の状況 又は帳簿書類その他必要な 物件を検査させること。</p>	<p>1 法第四条の規定により、 地力増進地域を指定し、又 はその指定を解除すること。 2 法第六条の規定により、 地力増進対策指針を定め、 又は変更すること。</p>	<p>その指定を解除すること。 3 法第五条第一項の規定に より、農用地土壌汚染対策 計画を定めること。 4 法第六条第一項の規定に より、農用地土壌汚染対策 計画を変更すること。</p>

<p>六 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）の施行に関する事務</p>	<p>五 家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十六年島根県規則第百一号）の施行に関する事務</p>	<p>四 薬事法の施行に関する事務</p>	<p>十五年法律第百二十九号）の施行に関する事務</p>
<p>1 法第五条第一項の規定により、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすること。 2 法第五条第二項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 3 法第六条第一項の規定により、第五条の規定の施行のため、必要な報告を命じ、又は職員に立入検査をさせ</p>	<p>1 規則第六条の規定により、家畜を集合させる催物の開催又はと畜場等の事業を停止し、又は制限すること。</p>	<p>1 法第七十三条の規定により、動物用医薬品販売業の管理者の変更を命ずること。 2 法第七十四条の規定により、動物用医薬品配置販売業者に対し、業務の停止を命ずること。</p>	<p>免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。 2 法第二十六条第二項の規定により、家畜人工授精所の開設の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずること。</p>
<p>十 養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）の施行</p>	<p>九 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）の施行に関する事務</p>	<p>八 養ほう振興法（昭和三十年法律第百八十号）の施行に関する事務</p>	<p>七 獣医療法（平成四年法律第四十六号）の施行に関する事務</p>
<p>1 法第十条第一項の規定により、登録ふ化業者の登録を取り消すこと。</p>	<p>1 法第二条の四第三項において準用する法第二条の第三項の規定により、市町村計画についての協議を受けること。 2 法第二条の四第三項において準用する法第二条の第三項の規定により、市町村計画の変更について協議を受けること。 3 法第二十三条の規定により、調停の経過及び調停案を公表すること。</p>	<p>1 法第四条第一項の規定による転飼養ほうを許可すること。 2 法第十四条第三項の規定により、診療施設整備計画の認定をすること。</p>	<p>1 法第六条の規定により、診療施設の使用を制限し、若しくは禁止し、又は必要な措置を講ずべきことを命ずること。 2 法第十四条第三項の規定により、診療施設整備計画の認定をすること。</p>

しまね プラン ド推 進 室	一 卸売市場法 (昭和四十六 年法律第三十 五号)及び島 根県卸売市場 条例(昭和四 十六年島根県 条例第四十三 号)の施行に 関する事務	十二 飼料の安 全性の確保及 び品質の改善 に関する法律 (昭和二十八 年法律第三十 五号)の施行 に関する事務	十一 加工原料 乳生産者補給 金等暫定措置 法(昭和四十 年法律第百十 二号)の施行 に関する事務	に関する事務
	1 法第六条の規定によ り、卸売市場整備計画 を定めること。			
6	1 卸売市場整備計画の実施 計画を定めること。 2 法第五十五条の規定によ り、地方卸売市場の開設の 許可をすること。 3 法第五十八条の規定によ り、卸売の業務の許可をす ること。 4 法第六十条の規定により、 地方卸売市場の廃止の許可 をすること。 5 法第六十四条の規定によ り、業務規程の変更の承認 をすること。 6 法第六十五条第一項の規	1 法第二条の七第一項の規 定により、飼料及び飼料添 加物の廃棄回収等を命ずる こと。 2 法第九条第一項の規定に より、遵守事項等を指示す ること。	1 法第六条第一項の規定に より、生乳生産者団体を指 定すること。 2 法第十条第一項又は第二 項の規定により、指定生乳 生産者団体の指定を解除す ること。	1 法第六条第一項の規定に より、生乳生産者団体を指 定すること。
別表第一農林水産部の表林業管理課の項を次のように改める。		7 法第六十五条第二項の規 定により、地方卸売市場の 開設許可又は卸売の業務許 可を取り消すこと。 8 条例第七条第一項の規定 により、地方卸売市場の開 設者等の営業の譲渡し及び 譲受けの認可をすること。 9 条例第七条第二項の規定 により、地方卸売市場の開 設者等である法人の合併の 認可をすること。 10 条例第八条第一項の規定 により、地方卸売市場の開 設者等の業務の相続の認可 をすること。 11 条例第二十二条の規定に より、地方卸売市場の開設 者等に対し、必要な改善措 置をとるべき旨を命ずるこ と。		

<p>三 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）の施行に関する</p>	<p>一 森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）の施行に関する事務</p> <p>二 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の施行に関する事務</p>	<p>林業課</p>
<p>2 法第八條第二項の規定により、入会林野整備計画に係る異議について調停すること。</p>	<p>1 法第二十五條第一項の規定により、森林組合に対し分担金の徴収を認可すること。</p> <p>2 法第百十四條の規定により、森林組合又は生産森林組合（以下「森林組合等」という。）の解散を命ずること。</p> <p>3 法第百十五條第一項又は第二項の規定により、森林組合等又は森林組合連合会の総会における議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。</p> <p>4 法第百十六條の規定により、森林組合の組合員との専用契約を取り消すこと。</p>	<p>1 法第十條の十三第一項の規定により、森林整備協定の締結に関し、協議を行うべき旨の申入れをすること。</p>

<p>四 林業・木材産業構造改革事業に関する事務</p>	<p>る事務</p>
<p>1 林業・木材産業構造改革事業の事業計画を策定すること。</p>	<p>3 法第十一條第一項の規定により、入会林野整備計画を認可すること。</p> <p>4 法第十一條第二項の規定により、入会林野整備計画の申請人代表者に金銭の供託をさせること。</p> <p>5 法第二十二條第一項の規定により、旧慣使用林野整備計画を認可すること。</p>

別表第二農林水産部の表森林整備課の項第一号部長専決事項の欄中12を18とし、18の前に次のように加える。

16 法第五十三條（法第五十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定により、土地の使用権の設定に関し裁定すること。

17 法第五十九條第二項の規定により、土地の使用を廃止した場合の損失の補償に関し裁定すること。

別表第二農林水産部の表森林整備課の項第一号部長専決事項の欄の11中「第四十一條第二項」を「第四十一條第三項」に改め、同欄中11を15とし、3から10までを7から14までとし、7の前に次のように加える。

4 法第十條の十一第二項の規定により要間伐森林に係る所有権の移転等について調停を行い、及び同條第四項の規定により当該調停案の受諾を勧告すること。

5 法第十條の十一の四第一項の規定により、分収育林契約を締結すべき旨の裁定をすること。

6 法第十條の十一の七の規定により、分収育林契約の解除を承認すること。

別表第二農林水産部の表森林整備課の項第一号部長専決事項の欄の2中「定める」を「定めて」に改め、同欄中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 法第五条第一項の規定により地域森林計画を樹立し、又は同条第四項の規定により地域森林計画を変更すること。
 別表第一農林水産部の表漁業管理課の項を次のように改める。

水産課	一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の施行に関する事務	1 法第十条の規定により、漁業の免許をすること。	2 法第二十二條第一項の規定により、漁業権の分割又は変更の免許をすること。	3 法第二十四條第二項の規定により、定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定を認可すること。	4 法第二十六條第一項ただし書の規定により、漁業権の移転の認可をすること。	5 法第三十七條第一項の規定により、免許後休業した場合において漁業権を取り消すこと。	6 法第三十八條第一項又は第三項の規定により、免許についての適格性の喪失等に基づき漁業権を取り消すこと。	7 法第三十九條第一項又は第二項の規定により、漁業調整その他公益上の必要に基づき漁業権を変更し、取り消し、又はその行使を停止すること。	8 法第三十九條第十三項の
二 島根県漁業調整規則（昭和四十年島根県規則第五十三号）の施行	1 規則第二十三條第一項の規定により、漁業の不許可又は起業の不認可を決定すること。	2 規則第二十八條第一項の	9 法第四十條の規定により、錯誤によつてした免許を取り消すこと。	10 法第六十七條第三項の規定により、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に指示すること。	11 法第六十七條第四項の規定により、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示を取り消すこと。	12 法第六十七條第十一項の規定により、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示に従うべきことを命ずること。	13 法第二百二十八條第一項の規定により、水産動植物増殖計画を決定し、及びその実施を命令すること。		

<p>三 島根県内水面漁業調整規則（昭和三十一年島根県規則第七十二号）の施行に関する事務</p>	<p>に関する事務</p>	
<p>1 規則第十九条第一項の規定により、水産動植物の採捕の不許可を決定すること。 2 規則第二十四条第一項の規定により、採捕の許可を取り消すこと。 3 規則第二十五条第一項の</p>	<p>規定により、漁業の許可又は起業の認可をすること。 3 規則第三十条第一項の規定により、漁業の許可又は起業の認可を取り消すこと。 4 規則第三十一条第一項の規定により、漁業の許可を取り消すこと。 5 規則第三十二条第一項又は第二項の規定により、漁業の許可若しくは起業の認可の内容を変更し、制限し、若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止させること。 6 規則第四十九条第一項前段の規定により、漁業の許可に係る船舶に対してい泊を命令すること。 7 規則第五十一条第一項の規定により、漁業の許可を受けないで使用された船舶に対するてい泊命令をすること。</p>	<p>五 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の施行に関する</p>
<p>1 法第十八条の規定により、遊漁船業者に対し、業務改善命令をすること。 2 法第十九条の規定により、遊漁船業者の登録の取消し等を行うこと。</p>	<p>規定により、採捕の許可を取り消すこと。 4 規則第二十六条の規定により、採捕の許可の内容を変更し、制限し、若しくは条件を付け、取り消し、又は採捕を停止させること。 1 法第四十一条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条の規定により、漁船保険組合の仮理事を選任すること。 2 法第八十六条第一項の規定により、漁船保険組合の法令等の違反に対して必要な措置を命令すること（役員、解職、事業の停止又は定款の変更を命ずる権限を除く。） 3 法第八十七条第一項の規定により、漁船保険組合の総会等における議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。</p>	<p>四 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の施行に関する事務</p>

<p>七 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の施行に関する事務</p>	<p>六 沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）の施行に関する事務</p>	<p>る事務</p>
	<p>1 法第七条の二第一項の規定により、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めること。 2 法第七条の三第一項の規定により、基本計画を変更すること。</p>	
<p>2 法第六条第一項の規定により、沿岸水産資源開発区域により、沿岸水産資源開発区</p>	<p>1 法第八条第一項の規定により、特定水産動物育成事業の認可をすること。 2 法第十二条第一項の規定により、特定水産動物育成水面の区域及び育成水面利用規則の変更認可をすること。 3 法第十五条第一項の規定により、放流効果実証事業を実施する者を指定すること。 4 法第二十三条第一項の規定により、法第十五条第一項の規定による指定を取り消すこと。</p>	<p>3 法第二十条の規定により、遊漁船業団体の指定をすること。 4 法第二十二條の規定により、遊漁船業団体に対し、改善命令をすること。 5 法第二十三条の規定により、遊漁船業団体の指定を取り消すこと。</p>
<p>九 卸売市場法及び島根県卸売市場条例の施行に関する事務</p>	<p>八 漁業経営構造改善事業に関する事務</p>	
<p>1 法第六条の規定により、卸売市場整備計画を定めること。</p>		
<p>1 卸売市場整備計画の実施計画を定めること。 2 法第五十五条の規定により、地方卸売市場の開設の許可をすること。 3 法第五十八条の規定により、卸売の業務の許可をすること。 4 法第六十条の規定により、地方卸売市場の廃止の許可をすること。 5 法第六十四条の規定により、業務規程の変更の承認をすること。</p>	<p>1 漁業経営構造改善事業基本方針を決定すること。 2 漁業経営構造改善計画地域を指定すること。 3 漁業経営構造改善計画を決定すること。 4 漁業経営構造改善事業の年度別実施計画を決定すること。</p>	<p>域を変更し、又はその指定を解除すること。 3 法第七条第一項の規定により、沿岸水産資源開発計画を定めること。 4 法第八条第一項の規定により、沿岸水産資源開発計画の変更を決定すること。</p>

<p>十 輸出水産業の振興に関する法律（昭和</p>	
<p>1 法第三条の三第一項の規定により、事業場の登録を行うこと。</p>	<p>6 法第六十五条第一項の規定により、地方卸売市場の開設許可又は卸売の業務許可を取り消すこと。</p> <p>7 法第六十五条第二項の規定により、地方卸売市場の開設者等の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は地方卸売市場の開設許可若しくは卸売の業務許可を取り消すこと。</p> <p>8 条例第七条第一項の規定により、地方卸売市場の開設者等の営業の譲渡し及び譲受けの認可をすること。</p> <p>9 条例第七条第二項の規定により、地方卸売市場の開設者等である法人の合併の認可をすること。</p> <p>10 条例第八条第一項の規定により、地方卸売市場の開設者等の業務の相続の認可をすること。</p> <p>11 条例第二十二条の規定により、地方卸売市場の開設者等に対し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずること。</p>
	<p>二十九法律 第五百五十四号）の施行に関する事務</p>
<p>2 法第四十一条第一項の規定により、事業場の登録を取り消し、又は事業の停止を命ずること。</p> <p>3 法第六十八条第二項（法第八十六条第五項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は法第九十一条の二第二項の規定により、組合の解散の決</p>	<p>2 法第四条第一項の規定により、事業場の登録を取り消し、又は事業の停止を命ずること。</p> <p>3 法第六条の規定により、事業場の改善について勧告を行うこと。</p> <p>1 法第六十四条（法第八十六条第四項、第九十二条第四項及び第九十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、組合（水産業協同組合法施行細則（平成十二年島根県規則第九十九号）第二条に規定する組合をいう。以下この号において同じ。）の設立の認可をすること。</p> <p>2 法第六十六条の二（法第八十六条第四項、第九十二条第四項及び第九十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の設立の認可を取り消すこと。</p> <p>3 法第六十八条第二項（法第八十六条第五項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は法第九十一条の二第二項の規定により、組合の解散の決</p>

議の認可をすること。

4 法第六十九条第二項（法第八十六条第五項、第九十二条第五項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の合併の認可をすること。

5 法第二百二十三条の二第一項の規定により、組合に対して改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずること。

6 法第二百二十三条の二第二項の規定により、組合に対して定款等の変更、業務の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止等をし、その他監督上必要な命令をすること。

7 法第二百二十四条第一項の規定により、組合の法令等の違反行為に対して必要な措置を命ずること。

8 法第二百二十四条の二の規定により、組合に対して解散を命ずること。

9 法第二百二十五条第一項又は第二項の規定により、組合の総会等における議決又は選挙若しくは当選を取り

<p>十二 漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第一条の三第一項の規定により、合併の促進に関する基本計画の届出を受理すること。</p> <p>2 法第二条の規定により、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画の認定をすること。</p>
---	--	--

別表第二農林水産部の表水産振興課の項を削り、同表漁港課の項中「漁港課」を「漁港漁場整備課」に改める。

別表第二商工労働部の表商工企画課の項を削り、同表企業振興課の項中「企業振興課」を「産業振興課」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号事務の種類の中「電気事業法」の下に「（昭和三十九年法律第七十号）」を加え、同号部長専決事項の欄の1を次のように改める。

1 法第六十二条第一項の規定により、植物の伐採等に係る損失補償の裁定をすること。
別表第二商工労働部の表産業振興課の項第四号部長専決事項の欄の2及び3を削り、同号を同項第一号とし、同項第五号部長専決事項の欄の1中「電気工事業者」を「電気工業」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第六号及び第七号を削り、同項の次に次のように加える。

<p>企業立地課</p> <p>一 島根県企業立地促進条例（平成四年島根県条例第二十三号）及び島根県企業立地促進条例施行規則（平成四年島根県規則第四十三</p>	<p>1 条例第四条第一項の規定により、企業の立地に対する計画（以下この号において「計画」という。）を認定すること。</p> <p>2 条例第五条第一項の規定により、計画の変更を認定すること。</p> <p>3 条例第八条第一項の</p>	<p>1 規則第九条各項の規定により、覚書を交換すること。</p>
--	---	-----------------------------------

号)の施行に 関する事務	規定により、計画の認 定を取り消すこと。	
二 工場立地法 (昭和三十四 年法律第二十 四号)の施行 に関する事務		1 法第九条第一項又は第二 項の規定により、必要な事 項について勧告を行うこと。 2 法第十条第一項の規定に より、勧告に係る事項の変 更を命令すること。
三 農村地域工 業等導入促進 法(昭和四十 六年法律第百 十二号)の施 行に関する事 務	1 法第四条第一項の規 定により、農村地域へ の工業等の導入に関す る基本計画を定めるこ と。 2 法第五条第一項の規 定により、地区への工 業等の導入に関する計 画を定めること。	1 法第四条第四項の規定に より、基本計画を定め、又 は変更する場合において主 務大臣に協議すること。 2 法第五条第七項の規定に より、実施計画を定め、又 は変更するに当たつて関係 市町村の意見を聴くこと。

別表第二「商工労働部の表経営支援課の項第五号部長専決事項の欄の1中「貸金業者」を「貸金業」に改め、同項第九号部長専決事項の欄の2中「第四十二条第三項」を「第四十二条第五項」に改め、「第四十八条第五項」の下に「及び第五十八条第四項」を加え、同欄の3中「第五十五条の第十八第五項」を「第五十八条第五項」に改め、同欄の5中「第五十五条の第十八第六項」を「第五十八条第六項」に改め、同欄の5中「第五十五条の第十八第六項」を「第五十八条第六項」に改め、同欄中5を6とし、同欄の4中「第五十五条の第十八第六項」を「第五十八条第六項」に改め、同欄中4を5とし、5の前に次のように加える。

4 法第五十二条の第二項の規定により、商工会の合併を認可すること。
別表第二「商工労働部の表経営支援課の項」に次のように加える。

十一 中小小売 商業振興法 (昭和四十八 年法律第百一	1 法第四条第一項の規定により、商店街整備計 画(事業費が十億円を超えるものに限 る。)が政令で定める基準に適合するものであ る旨の認定をすること。
--------------------------------------	---

号)及び中小 小売商業振興 法施行令(昭 和四十八年政 令第二百八十 六号)の施行 に関する事務	2 法第四条第二項の規定により、店舗集団化計 画(事業費が十億円を超えるものに限 る。)が政令で定める基準に適合するものであ る旨の認定をすること。 3 法第四条第三項の規定により、共同店舗等整 備計画(事業費が十億円を超えるものに限る。 が政令で定める基準に適合するものである旨の 認定をすること。 4 法第四条第六項の規定により、商店街整備等 支援計画(事業費が十億円を超えるものに限る。 が政令で定める基準に適合するものである旨の 認定をすること。 5 施行令第九条第一項又は第二項の規定により、 認定計画の変更(変更後の事業費が十億円を超 えるものに限る。)について認定すること又は 認定を取り消すこと。
十二 大規模小 売店舗立地法 (平成十年法 律第九十一 号)の施行に 関する事務	1 法第八条第四項の規定により、届出に係る大 規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の 見地から意見を述べること。 2 法第九条第一項の規定により、必要な措置を とるべきことを勧告すること。 3 法第九条第七項の規定により、正当な理由が なく勧告に従わなかつた場合にその旨を公表す ること。 4 法第十二条の規定により、関係行政機関等に 対し協力を求めること。

別表第二「土木部の表管理課の項中「管理課」を「土木総務課」に改め、同表道路整備課の項中「道路整備課」を「道路維持課」に改め、同表河川課の項第五号部長専決事項の欄の1中「推せん」を「推薦」に改め、同項に次のように加える。

<p>六 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第六条第一項の規定により、砂利採取業の登録を拒否すること。 2 法第十二条第一項の規定により、砂利採取業者の登録を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p>
<p>七 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三十二条の四第一項の規定により、採石業の登録を拒否すること。 2 法第三十二条の十第一項の規定により、採石業者の登録を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p>

別表第二土木部の表港湾空港課の項第六号部長専決事項の欄の4中「（昭和四十四年島根県規則第二十二号）」を削り、同表建築住宅課の項第十三号部長専決事項の欄の1中「第四条第二項」を「第四条第一項」に、「特定建築主に対し、指示をする」を「違反を是正するために必要な措置をとることを命ずる」に改め、同欄の2中「第五条第三項」を「第六条第三項」に改め、同欄の3中「第八条」を「第十一条」に改め、同欄の4中「第九条」を「第十二条」に改める。
別表第二出納局の表中「局長」を「出納局長」に改める。
別表第三中「（第九条関係）」を「（第七条、第九条関係）」に改め、別表第三総務部の表の前に次の一表を加える。
政策企画局

<p>課名 統計調査課</p>	<p>事務の種類 一 統計調査に関する事務</p>	<p>課長補佐専決事項 係長専決事項</p>
		<p>1 統計調査の従事者の職務を示す証拠の交付、回収及び廃棄すること。 2 統計調査に関する事務のうち、調査票の配付、取集、審査及び集計並びに調査票その他の関係書類の作成保管をすること。 3 指定統計調査の調査員の</p>

	<p>調査結果その他必要事項について指導員に対し実地検査を命ずること。</p>
--	---

別表第三企画振興部の表を削る。
別表第三環境生活部の表県民課の項中「県民課」を「環境生活総務課」に改める。
別表第三健康福祉部の表長寿社会課の項中「長寿社会課」を「健康福祉総務課」に改める。
別表第三農林水産部の表農業振興課の項中「農業振興課」を「農業経営課」に改め、同表漁港課の項中「漁港課」を「漁港漁場整備課」に改める。
別表第三商工労働部の表企業振興課の項中「企業振興課」を「産業振興課」に改める。
別表第三土木部の表管理課の項中「管理課」を「土木総務課」に改め、同項第三号を削り、同項の次に次のように加える。

<p>用地対策 一 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第五十五条の十二各項の規定により、国土交通大臣から測量業者の登録簿等の送付を受けること。</p>
---	--

別表第五支庁及び総務事務所の項を削り、同表県立大学及び県立短期大学の項の次に次のように加える。

<p>支庁及び総務事務所</p>	<p>1 規則第五条の規定により、住んで幸せしまねづくり事業（補助金額が一件千万円以下のものに限る。）（地域振興調整費補助事業、コミュニティ・アイランド推進事業、離島交流推進事業及び景観づくり事業（以下この号において「補助事業」という。）の補助金の交付を決定すること。 2 規則第九条第一項又は第二項の規定により、補助事業の補助金の交付決定の内容の変更等を承認し、又は補助事業者に対して指示すること。</p>
------------------	--

<p>二 中山間地域 元気な集落づくりに事業に関する事務</p>	<p>3 規則第十一条の規定により、補助事業の補助金の額を確定すること。 4 規則第十二条の規定により、補助事業者等に対し補助事業等の遂行等を指示すること。 1 補助金の交付に関する事務を行うこと。</p>
<p>三 住民基本台帳法の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三十条の三十七第二項の規定により、本人確認情報を開示すること（郵送による請求に係るものを除く。以下この号において同じ。）。 2 法第三十条の三十八第二項の規定により、本人確認情報の開示期限の延長等を通知すること。</p>
<p>四 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第四条第一項の規定により、離島振興計画を定めること。 2 法第四条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により、市町村に対し、当該市町村に係る離島振興計画の案を作成し、提出するよう求めること。 3 法第四条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により、離島振興計画を国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に提出するとともに、その内容を関係市町村に通知すること。</p>
<p>五 家庭用品品質表示法及び家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号）の施行</p>	<p>1 法第十条第一項又は第二項の規定により、施行令第三条第一項に規定する販売業者が扱う家庭用品の品質に関する表示が適正に行われていない旨の申出を受け、又はその申出に関する調査をすること。 2 法第十九条第一項の規定により、施行令第三条第一項に規定する販売業者から報告を徴し、</p>

<p>中山間地域研究センター</p>	<p>一 研究に関する事務</p>	<p>又は同条第二項に規定する販売業者の店舗等の立入検査をすること。 1 法第九条の四第一項の規定により、報告を徴し、又は立入検査をすること。 七 国民生活安定緊急措置法の施行に関する事務 2 法第三十条第一項の規定により、報告を徴し、又は立入検査をすること。 八 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関する事務 1 法第三条の規定により、特定物資の価格動向及び需給状況を調査すること。 2 法第五条第一項の規定により、報告を徴し、又は立入検査をすること。 九 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関する事務 1 法第八十三条第一項の規定により、県内に事務所等を設置する特定製品の販売の事業を行う者に対し、その業務の状況に関し報告させること。 2 法第八十四条第一項の規定により、県内に事務所等を設置する特定製品の販売の事業を行う者の事務所等の立入検査をすること。</p>
<p>別表第五支庁及び健康福祉センターの項に次のように加える。</p>	<p>五 身体障害者福祉法の施行に関する事務 1 法第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者からの変更の届出等を受け受理すること。</p>	

<p>六 知的障害者福祉法の施行に関する事務</p>	<p>2 法第十七条の二十一又は第十七条の二十八の規定による報告の徴収、質問又は検査（毎年度定める実施計画により、支庁又は健康福祉センターにおいて実施することとされたものに限る。）</p> <p>3 法第十七条の二十七の規定により、指定身体障害者更生施設等の設置者からの変更の届出を受理すること。</p>
<p>七 児童福祉法の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者からの変更の届出等を受理すること。</p> <p>2 法第十五条の二十一又は第十五条の二十八の規定による報告の徴収、質問又は検査（毎年度定める実施計画により、支庁又は健康福祉センターにおいて実施することとされたものに限る。）</p> <p>3 法第十五条の二十七の規定により、指定知的障害者更生施設等の設置者からの変更の届出を受理すること。</p>

別表第五福祉事務所の項第一号地方機関の長専決事項の欄の1中、「障害者とともに歩む地域づくり推進事業、知的障害者グループホーム運営事業、知的障害者グループホーム運営事業」を削り、「放課後児童対策事業」を「放課後児童健全育成事業」に改め、同項第三号地方機関の長専決事項の欄の1中「第十条」を「第十一条」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同欄の2中「第十二条」を「第十三条」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同欄の3中「第十五条」を「第十六条」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同欄の4中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同表保健所の項第十号地方機関の長専決事項の欄の1中「第十七条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同表支庁及び農林振興センターの項を次のように改める。

<p>支庁及び農林振興センター</p> <p>一 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十三条第四項において準用する法第八条第四項の規定により、農業振興地域整備計画の変更について、関係市町村と協議すること。</p> <p>2 法第十五条の十五第一項の規定により、農用地区域内における開発行為を許可すること。</p> <p>3 法第十五条の十六の規定により、法第十五条の十五第一項の規定に違反した者に対して監督処分をすること。</p> <p>4 法第十五条の十七の規定により、農業振興地域の区域のうち農用地区域外の区域における開発行為について勧告し、及び公表すること。</p>
<p>二 農地法の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三条第一項の規定により、農地又は採草放牧地の所有権、地上権その他の権利の設定又は移転を許可すること。</p> <p>2 法第四条第一項の規定により、農地の転用を許可すること。</p> <p>3 法第五条第一項の規定により、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可をすること。</p> <p>4 法八十三条の二の規定により、違反転用をした者に対して処分をし、又は必要な措置をとるべきことを命ずること。</p>
<p>三 農業近代化資金助成法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）及び島根県農業近代化資金の利子補給に関する規</p>	<p>1 施行令第三条第二号の規定により、農業者を承認すること。</p> <p>2 規則第四条第一項の規定により、利子補給を承認すること（農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第二項第二号から第四号までに掲げる者が貸し付ける場合及び同法第二条第三項に規定する農林水産大臣の承認に係る貸付けの場合を除く。）。</p> <p>3 規則第六条第一項の規定により、償還期限等</p>

<p>則の施行に関する事務</p>	<p>の変更（2の利子補給の承認をしたものに係る変更に限る。）を承認すること。</p>
<p>四 島根ぶどう災害緊急特別資金に関する事務</p>	<p>1 島根ぶどう災害緊急特別資金の利子補給を承認すること。</p>
<p>五 農業経営負担軽減支援金融措置要綱（平成十三年五月一日付け十三経営第二百四号農林水産事務次官依命通知）の施行に関する事務</p>	<p>1 要綱第四の規定により、利子補給を承認すること。</p>
<p>六 がんばる島根農林総合事業に関する事務</p>	<p>1 事業実施計画を承認し、又は変更の承認すること。</p>
<p>七 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）及び農薬取締法施行令（昭和四十六年政令第五十六号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第八条第一項の規定により、販売者の届出を受理すること。 2 法第十三条第一項の規定により、販売者に対して報告を命じ、又は農薬取締職員に検査に必要な農薬等を集取させ、若しくは立入検査をさせること。 3 施行令第四条第一項の規定により、農薬使用者に対して報告を命じ、又は農薬取締職員に検査に必要な農薬を集取させ、若しくは立入検査をさせること。</p>

<p>八 地域特性活用型農業支援事業に関する事務</p>	<p>1 地域内農産物流通支援事業の事業実施計画を承認し、又は変更の承認すること。</p>
<p>九 島根ブランド総合推進事業に関する事務</p>	<p>1 地産地消推進システム構築支援事業の実施計画を承認し、又は変更の承認すること。</p>
<p>十 畜産経営緊急対策資金に關する事務</p>	<p>1 畜産経営緊急対策資金の利子補給を承認すること。</p>
<p>十一 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行に関する事務</p>	<p>1 法第四条の規定により、必要な指導及び助言をすること。 2 法第六条第一項の規定により、法第四条の規定の施行のため、必要な報告を命じ、又は職員に立入検査をさせること。 3 法第九条第一項の規定により、処理高度化施設整備計画の認定をすること。 4 法第十条第一項の規定により、処理高度化施設整備計画の変更の認定をすること。 5 法第十条第二項の規定により、認定処理高度化施設整備計画の認定を取り消すこと。 6 法第十三条の規定により、認定処理高度化施設整備計画の実施状況について報告を求めること。</p>
<p>十二 肉用牛基礎雌牛整備事業に関する事務</p>	<p>1 事業実施計画を承認し、又は変更の承認をすること。</p>
<p>十三 新規就農者経営安定資</p>	<p>1 新規就農者経営安定資金の繰上償還を受けること。</p>

<p>金に関する事務</p>	<p>2 新規就農者経営安定資金の貸与を受けた新規就農者から氏名又は住所を変更した旨等の届出を受理すること。</p>
<p>十四 土地改良法の施行に関する事務</p>	<p>1 法第八条第二項の規定（同項の規定を準用する場合を含む。）により、専門技術者に土地改良事業計画に関する調査報告を求めること。</p>
<p>十五 森林法の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十条の二第六項の規定により、関係市町村長の意見を聴くこと。 2 法第十九条第一項の規定により、都道府県知事が処理する事項（二以上の農林振興センターの所管区域にわたるものを除く。）を処理すること。 3 法第三十四条第一項又は第二項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により、保安林又は保安施設地区における立木の伐採等の許可をすること。 4 法第三十四条の二第二項の規定により、間伐の計画を変更すべき旨を命ずること。 5 法第三十八条の規定により、保安林に係る必要な監督処分をすること。</p>
<p>十六 森林組合法及び森林組合法施行細則（昭和五十三年島根県規則第六十六号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十条第一項又は第三項の規定により、森林組合の信託規程を承認し、又は信託規程の変更若しくは廃止を承認すること。 2 法第十九条第一項又は第三項の規定により、森林組合の共済規程を承認し、又は共済規程の変更若しくは廃止を承認すること。 3 法第二十四条第一項又は第三項の規定により、森林組合の林地処分事業実施規程を承認し、又は林地処分事業実施規程の変更若しくは廃止を承認すること。 4 法第六十一条第二項（法第百条第二項におい</p>
<p>十七 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第六条第二項の規定により、所有者に対し育種母樹若しくは育種母樹林又は普通母樹若しくは普通母樹林の保護管理上必要な処置を講ずること又は有害な行為を行わないことを指示すること。 2 法第十条第一項の規定により、生産事業者を登録すること。 3 法第十三条各項の規定により、生産事業者の届出を受理すること。 4 法第十五条第一項の規定により、生産事業者</p>
<p>（この欄は表の右側に記載された事項の続行部分を含む）</p>	<p>て準用する場合を含む。）の規定により、森林組合等の定款の変更を認可すること。 5 法第七十九条（法第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、森林組合等の設立を認可すること。 6 法八十三条第二項又は第六項（法第百条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、森林組合等の解散の決議を認可し、又は解散の届出を受理すること。 7 法八十四条第二項（法第百条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、森林組合等の合併を認可すること。 8 法第百条第四項において準用する民法第八十一条の規定により、生産森林組合の清算終了の届出を受理すること。 9 法第百十条の規定により、森林組合等又は森林組合連合会に対し、報告を求め、又は資料の提出を命ずること。 10 細則第六条、第七条、第九条から第十三条まで及び第十九条の規定により、届出等を受理すること。</p>

<p>十八 県営林道事業に関する事務</p>	<p>1 工事の完了により供用が可能となつた区間について、市町村に通知すること。</p> <p>5 法第十七条第一項又は第二項の規定により、配布事業者の届出を受理すること。</p> <p>6 法第二十条第二項の規定により、指定採取源からの採取に係る種苗の証明をすること。</p>
<p>十九 治山事業に関する事務</p>	<p>1 治山事業により実施する森林整備に係る協定の締結に関すること。</p> <p>2 治山事業に係る補償費の決定（一件五千万円未満のものに限る。）及びこれに伴う契約に関すること。</p> <p>3 治山事業に係る市町村への委託の決定及びこれに伴う契約に関すること。</p>
<p>二十 森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第五条の規定により、森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するための命令をすること。</p> <p>2 法第八条第三項の規定により、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を受理すること。</p> <p>3 法第十二条の規定による病害虫等の発生通報を受理すること。</p>
<p>二十一 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八</p>	<p>1 法第七条第四項の規定により、狩猟免許を与えること。</p> <p>2 法第七条ノ四の規定により、適性検査を実施し、狩猟免許を更新し、又は講習を実施すること。</p> <p>3 法第八条第一項の規定により、精神病者、知的障害者、癲癩病者又は麻薬、大麻、阿片若しくは覚醒剤の中毒者となつた者の狩猟免許を取</p>
<p>号）及び鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和四十九年島根県規則第九十三号）の施行に関する事務</p>	<p>り消すこと。</p> <p>4 法第八条第二項の規定により、法令等に違反し、又は狩猟に必要な適性を欠いた者の狩猟免許を取り消し、又は停止すること。</p> <p>5 法第八条ノ二の規定により、狩猟免許を受けた者の住所等の変更又は狩猟免状の喪失等の届出を受理すること。</p> <p>6 法第八条ノ三第一項及び第二項の規定により、狩猟する者を登録し、並びに狩猟者登録証及び記章を交付すること（県内に住所を有する者に限る。7及び12から14までにおいて同じ。）。</p> <p>7 法第八条ノ五の規定により、登録を抹消すること。</p> <p>8 法第十二条の規定により、鳥獣の捕獲等を許可し、並びに許可証及び従事者証を交付すること。</p> <p>9 施行規則第八条第一項の規定により、申請者に対して技能試験及び知識試験を免除し、並びに施行規則第三条第一項の規定により、当該申請者に対して適性試験を行うこと。</p> <p>10 施行規則第三十一条の規定により、狩猟者登録証又は鳥獣捕獲許可証の交付を受けた者の住所等の変更の届出を受理すること。</p> <p>11 施行規則第三十二条の規定により、狩猟者登録証等の亡失届を受理すること。</p> <p>12 施行規則第三十三条の規定により、狩猟免状又は狩猟者登録証等を亡失又は損傷した者に対し再交付すること（他の都道府県知事の登録を受けるため必要がある場合を含む。）。</p> <p>13 細則第十二条第三項の規定により、発見した狩猟免状等を受理すること。</p>

			<p>二十二 弥山地シカ対策事業に関する事務</p>
		<p>二十三 補助金等交付規則の施行に関する事務</p>	<p>1 規則第五条の規定により、がんばる島根農林総合事業、若い農業者就農促進対策事業、実践農業者研究活動支援事業、米づくり戦略条件整備支援事業（全国農業協同組合連合会が補助事業者となるものを除く。）、地域内農産物物流通支援事業、地産地消推進システム構築支援事業、肉用牛基礎雌牛整備事業、市町村森林整備対策事業、しまね里山活力再生事業、林業・木材産業構造改革事業（島根県林業構造改善協議会及び島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）、森林組合等経営基盤強化対策事業（島根県森林組合連合会が補助事業者となるものを除く。）、しまね木の香の家普及促進事業、木材流通加工体制整備事業、森林環境保全造林事業（島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）、森林居住環境整備事業（島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）、育み活かそうしまねの森事業（間伐材生産新システム導入事業及び島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）、間伐等森林整備促進対策事業、激甚災害に係る森林災害復旧造林事業（島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）、林道補助事業、林道施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、森林病虫害等防除事業、松くい虫被害対策事業、森林機能早期回復特別対策事業及びツキノワグマ被害防止施設設置事業並びに県の単独事業として実施する土地改良補</p>
<p>二十五 市町村負担金等に関する事務</p> <p>二十六 島根県農林水産関係</p>	<p>二十四 島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則の施行に関する事務</p>	<p>1 規則第五条の規定により、実施設計書の承認をすること。</p> <p>2 規則第六条第一項の規定により、工事着手報告書の受理をすること。</p> <p>3 規則第六条第二項の規定により、工事変更報告書を受理をすること。</p> <p>4 規則第七条の規定により、工事竣工報告書を受理をすること。</p> <p>5 規則第十一条第一項の規定により、実施設計書の承認をすること。</p>	<p>助事業（以下この号において「補助事業」という。）の補助金の交付を決定すること。</p> <p>2 規則第九条第一項の規定により、国庫補助に係る農地農業用施設災害復旧事業（以下この号において「国補災害復旧事業」という。）及び補助事業の補助金の交付決定の内容の変更等（国補災害復旧事業においては農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第三条第二項の規定により農林水産大臣に協議しなければならない場合の変更等を除く。）を承認し、又は規則第九条第二項の規定により、補助事業者に対して指示をすること。</p> <p>3 規則第十一条の規定により、補助事業の補助金の額を確定をすること。</p> <p>4 規則第十二条の規定により、補助事業者等に対し補助事業等の遂行等を指示をすること。</p>
<p>1 補助事業等に係る規程第一条の規定による検査をすること。</p>			

別表第五家畜保健衛生所の項から農業高等学校の項までを次のように改める。

<p>補助事業等検査規程（昭和五十一年島根県訓令第六号）の施行に関する事務</p>	<p>二十七 租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）及び租税特別措置法施行規則（昭和三十一年大蔵省令第十五号）の施行に関する事務</p>	<p>2 規程第四条の規定により、補助事業者等に検査をする旨の通知をすること。</p> <p>1 施行令第十九条の七第三項又は第四十条の八第四項の規定により、森林施業計画の認定を取り消した旨等を税務署長に通知すること。</p> <p>2 施行令第四十条の八第四項の規定により、森林施業計画の認定をした旨等を税務署長に通知すること。</p> <p>3 施行規則第十三条第三項第一号の規定による山林の伐採又は譲渡が森林施業計画に基づくものである旨等の証明を行うこと。</p> <p>1 農地等の競売又は公売の際における買受適格証明書を交付すること。</p> <p>2 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官等からの照会に関する農業委員会からの報告に対して当該農業委員会へ通知すること。</p> <p>3 農地の時効取得に係る登記官からの照会に関する農業委員会からの報告に対して登記申請当事者へ通知すること。</p> <p>4 緑資源公団からの分収造林契約地確認申請に対して確認内容を通知すること。</p>
---	--	---

<p>農業試験場</p>	<p>しまねの味開発指導センター</p>	<p>農業大学校</p>	<p>病害虫防除所</p>	<p>畜産試験場</p>	<p>一 研究に関する事務</p> <p>一 研究に関する事務</p> <p>一 研究に関する事務</p> <p>1 受託研究の実施に関する事務（当該受託研究に係る特許権に関する事務を除く。）を行うこと。</p> <p>1 受託研究の実施に関する事務（当該受託研究に係る特許権に関する事務を除く。）を行うこと。</p>
<p>一 研究に関する事務</p> <p>1 受託研究の実施に関する事務（当該受託研究に係る特許権に関する事務を除く。）を行うこと。</p>	<p>一 研究に関する事務</p> <p>1 受託研究の実施に関する事務（当該受託研究に係る特許権に関する事務を除く。）を行うこと。</p>	<p>一 島根県立農業大学校奨学金貸与規則（昭和六十年島根県規則第四十八号）の施行に関する事務</p> <p>1 規則第七条の規定により、奨学金の貸与を決定すること。</p> <p>2 規則第八条の規定により、奨学金を数月分併せて交付すること。</p> <p>3 規則第十条の規定により、奨学金の貸与の決定を取り消すこと。</p> <p>4 規則第十二条第一項の規定により、奨学金の返還を猶予すること。</p> <p>5 規則第十五条各項の規定により、氏名又は住所を変更した旨等の届出を受理すること。</p>	<p>一 農薬取締法及び農薬取締法施行令の施行に関する事務</p> <p>1 法第十三条第一項又は第三項の規定により、農薬取締職員に立入検査をさせること。</p> <p>2 施行令第四条第一項又は第二項の規定により、農薬取締職員に立入検査をさせること。</p>	<p>一 島根県立畜産試験場条例（昭和三十九年島根県条例第四号）の施行に関する事務</p> <p>1 条例第三条第一項の規定により、施設の利用を許可すること。</p> <p>2 条例第七条の規定により、施設の利用の許可を取り消すこと。</p>	<p>二 研究に関する事務</p> <p>1 受託研究の実施に関する事務（当該受託研究に係る特許権に関する事務を除く。）を行うこと。</p>

所 家畜保健衛生	一 家畜伝染病 予防法の施行 に関する事務	1 法第二十一条第一項ただし書の規定により、 家畜の死体焼却又は埋却の免除を許可すること。 2 法第二十四条ただし書の規定により、家畜の 死体埋却地の発掘を許可すること。 3 法第五十八条第四項の規定による評価人を選 定すること。
	二 島根県家畜 保健衛生所条 例（昭和四十 四年島根県条 例第四十一 号）の施行に 関する事務	1 条例第三条第一項の規定により、施設の利用 を許可すること。 2 条例第七条の規定により、施設の利用の許可 を取り消すこと。
三 薬事法、薬 事法施行令 （昭和三十六 年政令第十一 号）及び動物 用医薬品等取 締規則（昭和 三十六年農林 省令第三号） の施行に関す る事務	1 法第二十四条第二項の規定により、薬種商販 売業及び特例販売業の許可を更新すること。 2 法第二十八条第一項の規定により、薬種商販 売業の許可を与えること。 3 法第三十五条の規定により、特例販売業の許 可を与えること。 4 法第三十八条において準用する法第十条の規 定により、薬種商販売業及び特例販売業の休廃 止等の届出を受理すること。 5 法第七十条第一項の規定により、動物用医薬 品等の廃棄その他危険発生防止の措置を命ずる こと。 6 法第七十二条の規定により、動物用医薬品販 売業者に構造設備の改善を命じ、又は使用を禁 止すること。 7 法第七十二条の二の規定により、薬剤師の増 員を命ずること。 8 施行令第三条の規定により、薬種商販売業及	
所 家畜衛生研究	一 島根県立家 畜衛生研究所	1 条例第三条の規定により、施設の利用を許可 すること。
六 獣医療法の 施行に関する 事務	1 法第八条第一項の規定により、必要な報告を 命じ、又は職員に立入検査をさせること。 2 法第八条第二項の規定により、必要な報告を 命じ、又は診療用機器等の物件を提出させるこ と。	
五 獣医師法 （昭和二十四 年法律第八 十六号）の施 行に関する事 務	1 法第二十一条第三項の規定により、職員に、 診療簿及び検案簿を検査させること。 3 法第三十五条第一項の規定により、立入検査 等を行うこと。	
四 家畜改良増 殖法の施行に 関する事務	1 法第二十四条の規定により、家畜人工授精所 の開設の許可をすること。 2 法第二十六条第一項の規定により、家畜人工 授精所の開設者からの申請に基づきその開設の 許可を取り消し、又は同条第二項の規定により、 開設の許可に係る要件等を欠くに至ったとき、 若しくは法律等に違反したときにその開設の許 可を取り消し、若しくはその使用の停止を命ず ること。 10 規則第三十三条の規定により、特例販売業者 からの販売指定品目の変更又は追加指定の申請 書を受理すること。	

	<p>肥料検査所</p> <p>一 肥料取締法の施行に関する事務</p>	<p>種畜センター</p> <p>一 島根県立種畜センター条例（昭和四十四年島根県条例第四十二号）の施行に関する事務</p>	<p>条例（昭和三十九年島根県条例第五号）の施行に関する事務</p> <p>二 研究に関する事務</p>
<p>7 法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定により、指定配合肥料の生産業者の届出を受けし、又は同条第三項の規定により、当該届出事項の変更若しくは当該事業の廃止の届出を受け</p> <p>6 法第十六条の規定により、登録に関する公告をすること。</p> <p>5 法第十五条の規定による登録の有効期間満了又はその失効に伴う届出を受けし。</p> <p>4 法第十三条の規定による登録事項の変更に係る届出を受けし。</p> <p>3 法第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を更新すること。</p> <p>2 法第十条の規定により、登録証を交付すること。</p> <p>1 法第七条の規定により、肥料を登録すること。</p>	<p>2 条例第七条の規定により、施設の利用の許可を取り消すこと。</p> <p>1 受託研究の実施に関する事務（当該受託研究に係る特許権に関する事務を除く。）を行うこと。</p> <p>2 条例第三条の規定により、施設の利用を許可すること。</p> <p>2 条例第七条の規定により、施設の利用の許可を取り消すこと。</p>		

別表第五中

<p>しまねの味開発指導センター</p> <p>一 研究に関する事務</p>	<p>一 研究に関する事務</p>	<p>二 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の施行に関する事務</p>
<p>1 受託研究の実施に関する事務（当該受託研究に係る特許権に関する事務を除く。）を行うこと。</p> <p>1 受託研究の実施に関する事務（当該受託研究に係る特許権に関する事務を除く。）を行うこと。</p> <p>1 千万円未満の林産物の売却に関する事務</p> <p>1 条例第三条の規定により、施設の使用を許可</p>	<p>1 受託研究の実施に関する事務（当該受託研究に係る特許権に関する事務を除く。）を行うこと。</p> <p>1 受託研究の実施に関する事務（当該受託研究に係る特許権に関する事務を除く。）を行うこと。</p> <p>1 千万円未満の林産物の売却に関する事務</p> <p>1 条例第三条の規定により、施設の使用を許可</p>	<p>8 法第十九条第二項の規定により、肥料の譲渡を許可すること。</p> <p>9 法第二十一条の規定により、肥料の施用上の注意等を表示する旨を命ずること。</p> <p>10 法第二十二条の規定による特殊肥料の生産業者及び輸入業者の届出を受けし。</p> <p>11 法第二十三条の規定による販売業務についての届出を受けし。</p> <p>12 法第二十九条の規定により、報告を徴取すること。</p> <p>13 法第三十条の規定により、立入検査等をし、又は肥料等を収去すること。</p> <p>1 法第九条第一項の規定により、指示等を行うこと。</p> <p>2 法第二十条の規定により、報告を徴取すること。</p> <p>3 法第二十一条の規定により、立入検査及び検査結果の公表をすること。</p>

を

	<p>るさとの森条 例（平成五年 島根県条例第 十七号）及び 島根県立ふる さとの森条例 施行規則（平 成五年島根県 規則第四十九 号）の施行に 関する事務</p>	<p>すること。 2 条例第四条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又は許可に付した条件を変更すること。 3 施行規則第九条の規定により、広告物の表示その他の行為を許可すること。</p>
<p>県有林事務所</p>	<p>一 林産物の売却に関する事務 二 島根県立ふるさとの森条例（平成五年島根県条例第十七号）及び島根県立ふるさとの森条例施行規則（平成五年島根県規則第四十九号）の施行に関する事務</p>	<p>1 千万円未満の林産物の売却に關すること。 1 条例第三条の規定により、施設の使用を許可すること。 2 条例第四条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又は許可に付した条件を変更すること。 3 施行規則第九条の規定により、広告物の表示その他の行為を許可すること。</p>

に改め、同表支庁及び水産事務所の項第七号を次のように改める。

七 遊漁船業の適正化

1 法第五条の規定により、遊漁船業登録簿に登録し、そ

<p>に關する法律の施行に關する事務</p>	<p>の旨を申請者に通知すること。 2 法第六条の規定により、遊漁船業者の登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること。 3 法第七条第二項の規定により、変更の届出があつた事項を遊漁船業者登録簿に登録すること。 4 法第十条の規定により、遊漁船業者の登録を抹消すること。</p>
------------------------	--

別表第五支庁及び水産事務所の項第十二号地方機関の長専決事項の欄の5中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

<p>九 水産業協同組合法及び水産業協同組合法施行細則の施行に關する事務</p>	<p>1 法第十一条の二第一項の規定により、漁業協同組合（信用事業を行うもの、業種別のもの又は県の区域を地区とするものを除く。）の資源管理規程の設定又は変更の認可をすること。 2 法第十五条の二第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、漁業協同組合（信用事業を行うもの、業種別のもの又は県の区域を地区とするものを除く。）において同じ。）及び水産加工業協同組合（信用事業を行うもの又は県の区域を地区とするものを除く。）において同じ。）の共済規程の設定又は変更若しくは廃止の認可をすること。 3 法第四十八条第二項（法第八十六条第二項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、漁業協同組合、漁業生産組合（県の区域を地区とするものを除く。）及び水産加工業協同組合の定款の変更の認可をすること。 4 細則第十五条の規定による登記完了の報告書を受理すること。 5 細則第十六条の規定による総会又は総代会終了の報告書を受理すること。</p>
--	---

6 細則第十七条の規定による役員等の変更に関する報告
書を受理すること。

別表第五浜田商工労政事務所の項第一号地方機関の長専決事項の欄の1中「地域産業集積活性化計画支援事業」の下に「産地集積経営革新支援事業」を加え、同表高速道路事務所の項中「高速道路事務所」を「高規格道路事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月二十八日印刷
平成十五年三月二十八日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)